

[事案 26-120] 転換契約無効請求

・平成 27 年 6 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

保障内容の見直しに関する説明を受けておらず、契約更新したつもりであったことなどを理由に、保障見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 8 月に終身保険の保障内容の一括見直しを行ったが、以下の理由により、保障の見直しを無効としてほしい。

- (1) 募集人に、本件契約は更新するということを事前に伝えていた。
- (2) 募集人から、保障見直しに関する説明は何もを受けておらず、契約更新に必要と言われ、1 枚の書類に署名・押印したが、意向確認書、告知書は自分が記入したものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は更新・見直し双方のプランについて申立人に説明をしている。さらに自署押印のある申込書には、当該書面が更新の手続きの書面であると申立人に誤認させるような記載はない。
- (2) 仮に誤認があったとしても申立人に重大な過失が認められることから、申立人は見直しの無効を主張できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求の趣旨および保障見直し時の募集人の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本件保障見直しを更新と錯誤していたとは認められないが、以下のとおり、保障見直し時の申込手続に問題があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、保障見直しの設計書を説明するに際し、申立人に対して、既契約の更新ではなく保障見直しであることを十分に説明したとは認められず、申立人が、特段の異議を述べないことから、保障見直しであることを理解していると認識し、申込みをさせた。
- (2) 申立人が申込書を作成した後に意向確認書を署名させている。
- (3) 募集人は、事情聴取において、主契約の保険料のうち保険ファンド部分が大きく減少することや、手術給付金額が場合によっては減少すること、ケガの入院給付金日額が減少することなどの保障見直しに伴うデメリット部分の説明をしていないと述べている。

<参考>

○申立人が、本件保障見直しを更新と錯誤していたとは認められない理由は、以下のとおり。

(1) 申立人は、既契約の特約の更新時期が近づいてきたことから、叔母と相談し、見直しではなく更新をすることにした。

募集人は、申立人の叔母から、その旨を電話で聞いていたものの、既契約と同程度の保険料で、特約を見直した保険を案内しようとし、平成 23 年 6 月頃、申立人宅を訪問し、申立人が留守であったため、見直しを勧誘する旨のメモを置き、その後、保障見直しの設計書を申立人に送付した。

平成 23 年 7 月、募集人は、再び保障見直しの設計書を作成して、申立人の自宅を訪れ、同日、見直しの申込みが行われた。申立人は、この申込書を自署しているが、同申込書の表題部には「保障一括見直し申込書」と記載され、また、その特約部分の表示欄には既契約とは異なる特約が列記されており、一見して、既契約を更新するためのものでないことが分かる。

また、同設計書中では、「見直しのポイント」と大きく表題が書かれた上で保障見直しの説明がされており、また、既契約の特約部分をどのように変更するかの見直内容や保険料が比較表で分かりやすく説明され、保障見直しを説明する資料であることが、一見して分かる。

(2) 仮に、申立人に上記錯誤が認められるとしても、同申込書は、上述のとおり、一見して、更新と誤認するようなものではなく、同申込書に自署した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ない。